

太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る
付帯要綱Ⅱ（わくわく電気預かりプラン）

2024年4月1日実施

太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る 付帯要綱Ⅱ（わくわく電気預かりプラン）

目 次

1	適 用	1
2	要綱および電力購入単価表の変更	1
3	付帯契約の申込み	2
4	付帯契約の成立および契約期間	2
5	料金の適用開始の日	3
6	料 金	3
7	付帯契約の廃止等	4
8	付帯契約の解除	5
9	そ の 他	5
附	則	6

1 適 用

(1) この「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅱ（わくわく電気預かりプラン）」（以下「この付帯要綱」といいます。）は、当社と「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（低圧）」（以下「原要綱」といいます。）にもとづく買取制度の対象とならない太陽光契約（買取制度の対象となる契約から買取制度の対象とならない太陽光契約へ移行した契約に限ります。）を締結する発電者または既に締結している発電者が、料金の算定についてこの付帯要綱の内容を希望された場合の契約（以下「付帯契約」といいます。）の条件を定めたものです。

(2) この付帯要綱は、受給最大電力が10,000キロワット未満である発電設備を連系する需要場所において、当社が発電者と次のいずれかの契約種別の電気需給契約を締結しており、かつ、当社との協議が整った場合に限り適用いたします。ただし、当社が発電者と締結している電気需給契約の使用電力量を記録型計量器で計量する場合は、使用電力量を通信により取得できるときに限り適用いたします。

イ 従量電灯ネクスト（ただし、契約電流が5アンペアの場合を除きます。）

ロ 需要抑制割引型電灯（節電とくとく電灯）

ハ 季節別時間帯別電灯〔夜間12時間型〕（くつろぎナイト12）

ニ 時間帯別電灯（エルフナイト8）

ホ 季節別時間帯別電灯Ⅰ（エルフナイト10）

ヘ 季節別時間帯別電灯Ⅱ（エルフナイト10プラス）

2 要綱および電力購入単価表の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この付帯要綱および電力購入単価表を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、この付帯要綱および電力購入単価表に定める事項は、変更後の太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅱ（わくわく電気預かりプラン）および電力購入単価表によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ 原要綱1（適用）(3)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件の変更または再エネ特措法その他の関係法令等の制定もしくは改廃により、この付帯要綱および電力購入単価表の変更が必要な場合

ハ この付帯要綱および電力購入単価表の適用対象が変更となる場合

ニ 当該一般送配電事業者等の系統連系の要件等技術的な事項または太陽光契約にかかる手続きもしくは運用上の取扱いについて変更が必要な場合

ホ その他合理的な理由により、この付帯要綱および電力購入単価表を変更する必要がある場合

(2) 当社は、この付帯要綱および電力購入単価表を変更する場合、変更後の付帯要綱および電力購入単価表の実施日までに、変更後の付帯要綱の内容および電力購入単価表の内容を当社ホームページ上での掲示等により発電者にお知らせいたします。この場合、原則として、発電者への個別のお知らせは行ないません。

3 付帯契約の申込み

発電者が新たに付帯契約を希望される場合は、あらかじめこの付帯要綱を承認のうえ、原則として、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、申込みをしていただきます。なお、当社が発電者からの申込みを受けた場合、当社は、太陽光契約が成立していることを確認いたします。

(1) 発電者の名称および発電設備の設置場所

(2) 受給開始希望日

(3) 当社と発電者が契約している電気需給契約の内容

(4) 発電者の携帯電話番号またはメールアドレス等の連絡先

(5) その他必要な事項

4 付帯契約の成立および契約期間

(1) 付帯契約は、発電者による付帯契約の申込みに対する、当社の承諾の意思

表示をもって成立します。

- (2) 当社は、申込み書類の内容を審査し、付帯契約に関する申込みを承諾する場合、書面により承諾の意思表示をいたします。なお、書面に記載する契約成立日をもって付帯契約の成立とさせていただきます。
- (3) 契約期間は、付帯契約が成立した日から、料金の適用開始の日以降、最初に到来する4月の検針日の前日までとします。ただし、契約期間満了の1カ月前までに、発電者または当社からのいずれからも何ら申し出がない場合には、太陽光契約は翌年の4月の検針日の前日まで更に延長されるものとし、以後これにならうものとし、以後これにならうものとし、なお、料金適用開始の日以降、最初に到来する4月の検針日の前日までの期間が1カ月に満たない場合、受給開始日に発電者または当社からのいずれからも何ら申し出がない場合には、太陽光契約は翌年の4月の検針日の前日まで更に延長されるものとし、ただし、7（付帯契約の廃止等）および8（付帯契約の解除）により付帯契約が消滅した場合は、この限りではありません。
- (4) 発電者の発電場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(3)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

5 料金の適用開始の日

料金は、この付帯要綱による受給開始の日から適用いたします。なお、受給開始の日は、付帯契約の成立の日以降の任意の検針日とし、発電者と当社との間で協議により決定させていただきます。

なお、原要綱10（契約期間）(1)ロによって買取制度の対象となる太陽光契約が買取制度の対象とならない太陽光契約となった場合で、買取制度の対象とならない太陽光契約となった日と同じ日からこの付帯要綱を適用することを希望される場合の受給開始の日は、買取制度における調達価格適用期間が満了した日の翌日の検針日とします。

6 料 金

料金は、原要綱26（買取制度終了後の料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 料金は、次のとおり算定して得た金額とし、料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

イ 原要綱27（計量および検針）により算出されたその1月の受給電力量（以下「月間受給電力量」といいます。）を、当社の「電力購入単価表」に定める当該電気需給契約に対応する電力購入単価（以下「契約種別毎の電力購入単価」といいます。）が高い料金区分から順に、ロで定めた電力量を上限に料金区分毎に割当てます（割当てた受給電力量を、以下「割当後受給電力量」といいます。）。

ただし、月間受給電力量が月間受給電力量の計量期間と同一期間（以下「同一計量期間」といいます。）における当該電気需給契約の使用電力量を超過する場合、当該超過受給電力量は、契約種別毎の電力購入単価のうち最も金額の低い料金区分の割当後受給電力量に含めるものといたします。

ロ イにおける料金区分毎の割当後受給電力量の上限は、同一計量期間における当該電気需給契約の同一料金区分の使用電力量といたします。

ハ イおよびロで算定した料金区分毎の割当後受給電力量に、それぞれ対応する契約種別毎の電力購入単価を乗じ、その料金区分毎の金額を合計します。

(2) 検針期間に当該電気需給契約の契約種別を変更する場合は、月間受給電力量を各々の契約種別を適用した日数の比であん分したうえで、あん分後の各受給電力量をもとに(1)にならってそれぞれ料金を算定し、これを合計して得た金額をその期間の料金といたします。

(3) 料金には、非化石価値等を含むものといたします。

7 付帯契約の廃止等

発電者が付帯契約を廃止される場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、発電者から通知された廃止期日に付帯契約を終了させるための適切な措置を行いません。

なお、特別な事情がない限り、廃止期日は発電者が当社に通知した日以降の任意の検針日とさせていただきます。ただし、当社との太陽光契約も同日に廃止する場合は、この限りではありません。

8 付帯契約の解除

(1) 当社は、次のいずれかの場合には、一方的に付帯契約を解除させていただきます。

イ 1（適用）(2)を満たさなくなった場合

ロ この付帯要綱を適用する太陽光契約が廃止または解除された場合

(2) (1)により付帯契約を解除する場合の付帯契約の消滅日は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合は、当該条件を満たさなくなった日

ロ (1)ロの場合は、この付帯要綱を適用する太陽光契約が廃止または解除された日

9 その他

この付帯要綱に定めのない事項については、原要綱によるものといたします。

附 則

1 実施期日

この付帯要綱は、2024年4月1日から実施いたします。

2 旧要綱の変更

この付帯要綱の実施をもって、太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅱ（わくわく電気預かりプラン）（2023年4月1日実施）は、この付帯要綱に変更したものといたします。